

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>路線名</p>	<p>川越坂戸毛呂山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市大字上寺山字東田三九四番三 地先から同市大字上寺山字東田三九 四番一地先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年五月二十九日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十年十二月二十四日 付け埼玉県川越県土整備事務 所長告示第六十六号で告示し た道路予定区域の一部供用開 始である。 延長二八・〇〇メートル</p>